

一時預かりとは？

(一般型)



保護者の方の就労・出産・看護・冠婚葬祭などいろいろな事情により、家庭でお子さんを一時的に見られないときや育児のリフレッシュをしたいときなどに、こども園でお子さんをお預かりします。

こんな時に利用してください！

《非定型的保育》

○保護者の就労・就学などのため家庭での保育が困難となる場合。

* 週3回まで利用できます。

* 証明書等の提出が必要になります。



《緊急保育》

○保護者の傷病・出産・冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、緊急的に保育が必要になった場合。

* ひと月15回まで利用できます。

(事由により、利用回数に制限があります)

* 証明書等の提出が必要になります。

《私的理由による保育》

○保護者の方のリフレッシュ(育児に伴う精神的・身体的負担の解消)などの場合。

* ひと月2回まで利用できます。

※園の併用は可能ですが、利用回数は合算されます。

一時預かり(一般型)の利用について

《利用対象者》

○山武市に住所のあるお子さん

○年齢: 生後6か月～就学前まで(未就園児)

《実施場所》

公立こども園5園

《利用定員》

各園1日おおむね3人程度

《利用日及び時間》

○利用日

月曜日～金曜日

※土・日曜日、祝日及び年末年始は除く。

○利用時間

◇基本利用 午前9時～午後5時

◇短縮利用 ★午前9時～午後1時

★午後1時～午後5時

※こども園の行事等の関係でお預かりできない場合がありますので、ご了承ください。



保育料について



	基本利用	短縮利用
3歳未満児	2,000円	1,000円
3歳以上児	1,000円	500円
時間外保育料…30分あたり	150円	
※私的理由による保育の場合は利用できません。		
給食費…1食あたり	230円	

※4月1日現在の満年齢です。

★やむを得ず利用時間に変更になる場合は、必ずこども園へ連絡してください。

利用方法について



☆利用日の7日前までに、利用を希望することも園で申し込み手続きをしてください。

※お子さんの住所を確認するため、『子ども医療費助成受給券』をお持ちください。

※電話での申込みは受け付けておりませんので、ご了承ください。

☆利用日当日は、お子さんの健康状態を確認し、こども園へお子さんを預けてください。持ち物など忘れ物のないようにしてください。

☆お迎えのときに、保育料をこども園へ納めてください。おつりのないようお願いいたします。

✿初めてご利用になるお子さんは、申込み後、こども園で面接を行います。申込みのときに健康調査票をご記入いただきますので、母子手帳をお持ちください。

持ち物について



◎必要に応じてお持ちください。

- 着替え一式 ○プラスチックのコップ
- フォーク、スプーン ○おしぼり(ケース入り)
- ループ付きタオル ○ビニール袋 ○水筒
- おむつ、おしりふき ○お昼寝用布団
- うわばき ○バスタオル ○帽子
- 食事用エプロン など

*ミルクを飲むお子さんは、粉ミルクとほ乳瓶をお持ちください。

※持ち物には必ずお名前を書いてください。

申込み・問い合わせ先

なるとうこども園

〒289-1326
山武市成東210-3
TEL.0475-82-1355

なんごうこども園

〒289-1313
山武市上横地887-1
TEL.0475-82-2689

しらはたこども園

〒289-1306
山武市白幡1919
TEL.0475-82-1755

まつおこども園

〒289-1505
山武市松尾町金尾441
TEL.0479-86-2300

おおひらこども園

〒289-1533
山武市松尾町広根1182-1
TEL.0479-86-3456

☆問い合わせ・申込みは、午前9時～午後5時までに
お願いいたします。(土・日曜日祝日及び年末年始を除く)

利用するときのお願い

- ✳️保育中にお子さんの体調が悪くなった場合は、保護者の方に連絡いたしますので、必ず連絡が取れるようにお願いします。
- ✳️利用日の朝は、お子さんの体温を測り、健康状態（咳や鼻水など）の確認をお願いします。
- ✳️爪は切っておきましょう。
- ✳️服装は、清潔で動きやすく、着脱しやすい服、履きなれた運動靴をお願いします。
- ✳️お子さんの送迎は、必ず保護者の方が行ってください。また、送迎時は、職員に声をかけるようにお願いします。
- ✳️利用を中止する場合は、利用日当日の午前9時までに電話連絡をしてください。後日、辞退届の提出をお願いします。

★令和元年10月より無償化に伴い、認可保育所や認定こども園を利用できない方であって、下記のいずれも満たす方は申請をすることにより、保育料のみ無償となります。

- ①非課税世帯の0～2歳児または3～5歳児
 - ②保護者の就労などにより保育が必要な方
- 詳しくは下記までお問合せください。



山武市役所 保健福祉部
子育て支援課 幼保こども園係
〒289-1392
千葉県山武市殿台296番地
TEL 0475(80)2632

一時預かり（一般型） のご案内

子育てを応援します！

